附則第六条の十一第一項	、当該各徴収取扱費算定期間内（当該各徴収取扱費算定期間内十七分の十	徴収取扱費基礎額	金額	、平成二十七年三月（同月十二分の十	平成二十七年三月の徴収取扱費基礎額	金額と同年四月及び五月に法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同年四月及び五月に法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合にあつては、当該還付金等に相当する額を控除し、法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額（次の表の平成二十七年四月及び五月の項において「二十七年四月及び五月の徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇・四五を乗じて得た金額の合計額
附則第六条の十一第二項	法附則第九条の七	当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	同年四月及び五月	平成二十六年十二月から平成二十七年二月までの徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合にあつては、当該還付金等に相当する額を加算した額（これらの規定により加算した額が当該還付金等に相当する額を超えるときは、当該還付金等に相当する額）を超える場合にあつては、当該超える場合に係る法附則第九条の七第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割額に相当する